

公 告

次の書類は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。
については、この書類は税務課にて保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月24日

海田町長 竹野内 啓佑



送達すべき書類の名称	氏 名 又 は 名 称
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	AUNG THU MYO TINT
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	NGUYEN THI NHU QUYNH
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	NGUYEN THI HIEN
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	TRAN THI NGOC
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	DANANG WAHYA PRASETYO
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	PRASETYO NUGROHO
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	FITRA ZAENAL ARIFIN
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	REMORIN CYNTHIA BUSTO
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	SALAZAR MARICEL ALANO
令和8年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	SIERTE JULIANA SOLOMO

注意：上記の書類を受領しなくても、掲示をした日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	ZAINAL ARIFIN
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	ALFIYAN
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	FERDI WAHYUDIANTO
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	IRFAN AFANDI
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	NASRUN ALFAN
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	MUHAMMAD LUKMAN HAKIM
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	STEFANUS UNTUNG KAOSI
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	BAQUIRIN NORMHIL MAE CABUSLAY
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	CALDOZA APRIL JOY JUSTIMBASTE
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	CONSTANTINO TERESITA SIOSON
令和 8 年度町県民税等普通徴収 第1期督促状	PHAM THUY LINH
以下余白	

注意：上記の書類を受領しなくても、掲示をした日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、当該書類の送達があったものとみなす。